

よくあるご質問

1 はじめに

問1 定額減税補足給付金は、どのような内容ですか。

- 物価高騰による影響への一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割の定額減税を実施します。これに合わせ、この定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を給付します。

参考

《令和6年度個人住民税の定額減税について》

【対象】 令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が

1,805万円以下の納税者(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下の納税者)。ただし、以下に該当する人を除く。

- 個人住民税が非課税の人
- 個人住民税均等割・森林環境税(国税)のみ課税されている人

【控除額】 個人住民税の税額控除後の所得割額から控除(控除額が所得割額を超える場合は所得割額が限度)。

- 納税者本人 1万円

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)については、令和6年度は対象外。

令和7年度の税額控除後の所得割額から控除する予定です。

問2 給付額はどのように算出されますか。

- 算出方法は以下のとおりです。

補足給付額（1万円単位で「切り上げて」算出）＝

（1）所得税分控除不足額＋（2）個人住民税所得割分控除不足額

（1）所得税分控除不足額の算出方法

定額減税可能額（3万円×減税対象人数【※1】）

－令和6年分推計所得税額（減税前）【※2】

＝所得税分控除不足額（0以下の場合は0）

（2）個人住民税所得割分控除不足額の算出方法

定額減税可能額（1万円×減税対象人数【※1】）

－令和6年度分個人住民税所得割額（減税前）

＝個人住民税所得割分控除不足額（0以下の場合は0）

【※1】減税対象人数＝納税者本人＋同一生計配偶者（国外居住者を除く）＋扶養親族（16歳未満扶養親族含む 国外居住者を除く）

【※2】令和6年分推計所得税額（減税前）＝

令和5年所得等を基にした推計額

（令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年所得等を基にした推計額を用いて、令和6年分推計所得税額とみなします）。なお、給付額の算定は基準日である令和6年（2024年）6月3日（月）時点で行われます。

2 給付対象について

問1 この給付金の対象者は誰ですか。

- 以下の全てに該当する方が対象者です。

（1）令和6年（2024年）1月1日に豊中市に居住していた

（2）納税者本人の合計所得金額が1,805万円を超えない

（3）令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割の少なくとも一方は課税される

（4）令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割の少なくとも一方から定額減税額を控除しきれない

問2 令和6年度個人住民税の賦課期日の翌日（令和6年（2024年）1月2日）以降、納税者本人が死亡した場合の取扱いはどうなりますか。

- 定額減税補足給付の法的性格は、民法上の贈与契約であり、給付金の給付にあたっては、納税者本人の受贈の意思表示が必要となります。
したがって、令和6年（2024年）1月2日以降、納税者本人が死亡した場合、以下の取扱いとなります。
納税者本人が、
 - （1）確認書の返送・申込みを行うことなく亡くなられた場合
→定額減税補足給付金は給付されません。
 - （2）確認書の返送・申込みを行った後に亡くなられた場合
→納税者本人に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

3 手続きについて

問1 給付金の受給には何か手続きが必要ですか。

- 給付金の対象者には、豊中市より7月1日から「豊中市定額減税補足給付金確認書」（以下「確認書」といいます。）を順次郵送します。
確認書に手続方法のご案内を記載しております。
手続方法は、郵送方式と、豊中市電子申込システム方式の2種類がありますので、どちらか一方で手続きしてください。ただし、代理手続及び定額減税補足給付金の給付金額及び算出式の数値を訂正する場合は郵送のみとなります。

問2 確認書はいつまで受け付けてくれるのですか。

- 郵送方式、豊中市電子申込システム方式のどちらも令和6年（2024年）10月31日（木）（必着）までとなります。

問3 確認書以外に準備すべき書類はありますか。

- 以下の書類が必要となります。
 - ①納税者の本人確認書類の写し（いずれか1つ）
運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、パスポート、障害者（療育）手帳、官公署発行の身分証明書等

※マイナンバーカードの写しを貼付する場合は、表面（氏名、住所の記載のある面）のみを貼付してください。裏面（マイナンバーの記載のある面）は貼付しないでください。

- 口座の変更や代理人による手続き、確認書の定額減税補足給付金の給付金額及び算出式の数値に相違を認める場合などに添付する書類についての詳細は、確認書をご確認ください。

問4 納税者本人が、身体が不自由で、自分で確認書が提出できない場合は、どのようにしたらよいですか。

- 納税者本人による手続きが困難な方は、郵送での代理人による手続きも可能です。
納税者本人の法定代理人、親族その他の平素から納税者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方（※）による代理手続きが認められます。

※民生委員、自治会長、親類の人等納税者本人の身の回りの世話をしている方等。また、代理手続きには、納税者と代理人との関係を説明する書類などを提出していただきます。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

問5 確認書や提出書類に口座情報が含まれますが、情報が漏れる心配はないでしょうか。

- 定額減税補足給付金の給付事業のためにいただいた口座情報を含めた個人情報、市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲のみで利用し、厳正に管理・処分します。

問6 7月に市内で引っ越し、住民票の住所地に居住しておらず、確認書が届きません。再度、発送してもらえるのでしょうか。

- 転居や確認書の紛失などにより、確認書の再発送等をご希望の場合は、定額減税補足給付金コールセンター（電話06-4400-0130）にご連絡ください。発送状況などを確認させていただいた上、対象者であることが確認できた場合に限り、再発送のお手続きをさせていただきます。

4 受給の方法について

問1 給付金はどのように受け取るのですか。

- 原則として、給付対象者本人名義の銀行口座への振込みとなります。

問2 給付はいつ頃ですか。

- 受付・審査完了後、順次給付します。市は確認書が届き次第、速やかに給付ができるように事務作業を進めますが、受付状況により、給付に1か月以上を要する場合があります。また、確認書および添付書類に不備がある場合は、連絡・確認のため、さらに一定の時間が必要となります。

5 お問い合わせ先、その他

問1 給付金の手続き等わからないことについて、市に相談したいのですが、どこに相談すればよいでしょうか。

- 6月3日(月)に、定額減税補足給付金に関するお問合せ専用のコールセンターを設置します。

豊中市定額減税補足給付金コールセンター

電話番号： 06-4400-0130

応答時間： 9:00～17:00 (土、日、祝日を除く)